

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村
地域公共交通活性化協議会報酬及び費用弁償規程（案）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

（報酬及び費用弁償の額）

第 2 条 協議会の委員の報酬及び費用弁償の額は、特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償支給条例（昭和 5 1 年富田林市条例第 2 0 号）の例による。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる委員については、報酬を支給しないものとする。

- （1） 国、大阪府及び市町村の常勤職員
- （2） 公安委員会及び道路管理者からの選出委員
- （3） 公共交通事業者及び運転者団体からの選出委員

（補則）

第 3 条 この規程に定めるもののほか、報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 0 月 5 日から施行する。